

総合研究 ・教育と法・ 教育と法 研究会

第170回 生徒の受けた奨学金と生活保護における収入

星野 豊（筑波大学人文社会系教授）

生徒の家庭事情には様々なものがあり、生徒本人だけでは解決できないものも少なくない。他方で、現在の社会状況からすれば、高校への進学は、生徒の将来にとって一般的に有効と考えられる以上、家庭の事情、特に経済的事情により進学や学業を断念せざるを得ない事態は、できる限り生じないことが望ましい。本稿で

た、福島地裁平成30年1月16日判決・平成27年（行ウ）6号事件を取り上げ、生徒の修学費用と家庭の収入との関係について考えてみる。

1 事案の概要

原告X1は、被告地方自治体Yが設置管理するA高校に在籍する生徒である。また、原告X2は、X1の親権者であり、Yから生活保護を認定され、後に当該処分が取り消されたことについて、地方自治体に慰謝料の支払が命じられ

給し、併せて、奨学金支給等を目的とする民間団体Bからの奨学金（月1万円）を受給しているが、Y福祉事務所長は、前記各奨学金全額をいずれも収入として認定し（以下、「本件各処分」という）、Xに対する生活扶助費を奨学金受給額相当分減額した。

X2は、本件各処分を不服としてY知事に対して審査請求を行ったが棄却されたため、厚生労働大臣に対して裁決の取消を求めて再審査請求を行うとともに、本件訴訟を提起した。その後、再審査請求に対して厚生労働大臣は、本件各処分は違法とは言えないまでも判断過程が不適切であったとして本件各処分を取り消したが、本件各処分からこの処分取消までは、約1年間が経過していた。

本件は、以上の経緯の下で、X1らがYに対し、当初本件各処分の取消を求めていた部分については、前記のとおり厚生労働大臣により本件各処分が取り消されたため訴えを取り下げたうえで、本件各処分は国家賠償法上違法であり精神的苦痛を被ったと主張して、慰謝料各50万円の支払を求めたものである。

X1は、Yが支給する奨学金（5万円）を受

2 裁判所の判断

請求
一部認容（感謝料各5万円認容）

とは十分にあり得るのであるから、給付型奨学金を収入認定することについては、慎重な態度で臨むべきであるといえる。」

ができない、本件各処分は国家賠償法1条1項にい
う違法があるといえる。」

う違法があるといえる

「これに対してもYは、自立更生に充てられる奨学金の額を認定することは相応の期間を要する

「高等学校への就学費用は、生業に必要な技

能の習得のために必要な生業扶助として支給されるものであるところ、……対象外の費用があ

て、高等学校における標準的な学校生活を営むために必要な費用の全額を保護費によつて賄うことができないことからすれば、給付型奨学金が上記のような保護費では賄えない費用に使用されることを確認すれば、給付型奨学金を収入認定から除外することが可能であつたといえ

る。」さらには、上記のような保護費では賄えないと優先的に充てることが当然に予想される（例えは、学校指定の制服を用意せずに高等学校への通学を継続することは困難であるから、制服代を優先させることは当然あり得る。）ところで、であって、その結果、生活扶助費に不足するこ

「Y福祉事務所は、本件各奨学金について収入認定除外の対象となるか否かの検討を行わず、したがつて、X2から提出された自立更生計画書や添付資料の検討をせず、除外認定に当たつて必要な資料の追加提出等の指示もしないままに、本件各処分を行つたものであつて、公務員に与えられた裁量権を逸脱したものということ」ということができる」。そして、本件において

から
Y裕福事務所において収入認定期間に認
当するか否か、すなわち、本件各奨学金の使途
が高等学校等就学費で賄えないX1の高校生活
に必要な費用に充てられるか否かについて検討
を開始することは可能であったといえる。加え
て、本件各処分により減額された金額の生活費
に占める割合や上記認定事実のとおりの支出状
況を踏まえると、これらのまとまった支出が幾

支那の歴史と文化

当するか否か、すなわち、本件各奨学金の使途

が高等学校等就学費で貯えないX-1の高校生生活に必要な費用に充てられるか否かについて検討

を開始することは可能であつたといえる。加え

て、本件各処分により減額された金額の生活費に占める割合や上記認定事実のとおりの支出状

況を踏まえると、これらのまとめた支出が換

学金で賄われなければ、Xらはその分、食費や水道光熱費等の生活費を切り詰めざるを得なかつたといえ、奨学金収入と本件各処分により減額された保護費によつて最低限度の生活を営むことが困難となることが容易に想定できた。そうすると、少なくとも本件事情のもとでは、速やかに収入認定から除外するか否かの判断を開始することができたにも関わらず、その検討をしないままに本件各処分を行ひ、後に事後調整をするという手段を選択したことに合理性があるとはいえない。」「なお、Yは、収入認定処分によつても奨学金収入と減額された保護費によつて最低限度の生活を営むことができると主張するが、既に述べたとおり、高等学校への通学を継続する以上、高等学校等就学費で賄えない費用についても支出しなければならない結果、生活扶助費を切り詰めざるを得ないことになり、現に本件においてもXらは生活費を切り詰めて困窮した生活を送つていたとの経過が認められることからすると、本件各処分によつて被つたXら世帯の困窮が、最低限度の生活を下回るものであつたといえるかはともかく、減額さ

れた生業扶助費に相当する奨学金収入があることによつて、事後調整という手段を選択したことの合理性が基礎づけられるとはいえ」ず、「Yの主張には理由がない。」

「また、Yは、とりわけ高校など第三者に対する調査は、調査の過程でXらが生活保護を受給していることが明らかになり、Xらのプライバシーへの配慮の観点からも調査は困難であるとするが、本件では、本件各処分に至るまでに、本件高校への調査に先立ちXらに対し挙証資料の提出を指示していないのであるから、当該主張は採用することができない。」

高校に在学する生徒の属する家庭が生活保護を受給している場合において、生徒自身が得た外部収入等を、どの範囲まで当該家庭の収入として認定すべきか否かは、極めて深刻な問題である。冒頭で述べたとおり、家庭の経済事情については、生徒自身の努力だけで回復されるものではなく、かつ、現在の高校では、いわゆる「授業料」以外にも、学習上の消耗品や備品等の費用を相当額支出する必要が存在する以上、生徒自身の収入を不用意に家庭における収入と認定して生活扶助費を減額することは、実質的には生徒自身をさらなる経済的苦境に追い込むこととなるおそれがあつたためである。

3 問題点の考察

本件は、生徒の得た奨学金相当額を、後に再審査請求により取り消されたとはいえ、いったんは生活扶助費から差し引いた処分に関して慰謝料が認容されたものであり、認定処分を担当する行政機関が重く受けとめなければならないことは言うまでもない。もつとも、判決文の紹介では省略したが、本判決は、本件各奨学金を

無条件に生活保護と無関係の収入とすべきであるとのXらの主張や、収入認定各種の資料を提出する必要があつたこと自体が違法であるとするXらの主張をいずれもしりぞけており、本件においてYが個別具体的な調査検討を怠り、不適用に本件各奨学金受給額相当分を生活扶助費から差し引いたことが、Xらに精神的苦痛を与えたとして、慰謝料を認容したものである。

高校に在学する生徒の属する家庭が生活扶助費を切り詰めざるを得ないことになり、現に本件においてもXらは生活費を切り詰めて困窮した生活を送つていたとの経過が認められることからすると、本件各処分によつて被つたXら世帯の困窮が、最低限度の生活を下回ることは言うまでもない。もつとも、判決文の紹介では省略したが、本判決は、本件各奨学金を

と、生活扶助費は「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するために支給されるものであり、生活保護を受給している者と支給していな者との間での「公平」は、別の意味で社会全体からの関心が強くなることが避けられないことから、認定判断に従事する担当者としては、常に微妙な判断を求められることも否定できない。実際、高校生活上で事実上必要となる費用のうちどの範囲のものが「修学費用」として補助なし支援の対象となるべきものであるか、また、生徒の得た各種の経済的利益のうちどの範囲が「修学費用」として認定されるべきものであるかについては、抽象的な基準は定められているものの、個々の生徒の家庭状況や現実の支出がどのような状況となっているかがまちまちであることと相まって、どのような認定処分に対しても、どこから批判や不満が生じてくることは避けられない状態にある。

もつとも、本件においてX-1が得た経済的リ

用以外の生活費として費消されることは考え難い。従って、本件におけるYの主張にもあるとおり、生活扶助費の中に高校での修学費が含まれているとされる場合に、本件各奨学金と生活扶助費の中での高校修学費を重ねて支給することとは公平に反するか否か、という点が問題となるわけであるが、この判断の妥当性は、端的に、生活扶助費における高校修学費用としての支給額が、現実の高校生活で必要となる費用を賄えていると考えられるか否かにかかる。

この点でさらに考慮すべきであるのは、生徒の家庭が生活保護を受給しているか否かが当該生徒の重要なプライバシーであり、かつ、高校教育の目的からして、個々の家庭の状況格差が生徒の学校生活に影響を及ぼすことは可能な限り避けなければならないという点である。学校が授業料以外の消耗品や備品等について、全生徒に共通した物の使用を求めていることは、販売事業者の利潤への配慮や生徒の学校内外における行動を監視しようとするためではなく、むしろ個々の家庭の経済的事情を生徒の持ち物や服装に反映させないための配慮として行われて

いるものであるが、そのために調整しなければならない物品の数や金額が、皮肉なことに経済的事情を抱える生徒の家庭のさらなる負担となつてすることは、制度の実質的な矛盾として社会全体が考えていくべきことであろう。

本件は、生徒の学校生活そのものというよりも、生徒の家庭事情に関する行政機関の処分が争われたものであるから、学校として生徒や家庭に対して支援できることは、自ずと限られてこざるを得ない。生徒の抱える事情が多種多様である以上、個々の生徒のみについて個別に支援を行ったり、他の生徒や家庭に対して支援を呼びかけたりすることは、むしろ当該生徒や家庭に対する悪影響が生じかねないためである。

従つて、学校が対応すべきことは、生徒の学習に関する点のうち、経済的事情に直接関係しえこない部分、具体的には、生徒から質問や相談を受けた際に、学習上の工夫や要点を助言したり、精神的な支えとなるような対応を工夫したりすることであり、これらは従前から行われている「個々の生徒に寄り添う」ことの、重要な実践の一部であるように思われる。